

徳島県環境審議会総会 平成17年度第1回会議 会議録

- 1 日時 平成17年7月20日(水)午後1時から午後2時50分まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席者 委員40名中37名出席(途中出席7名)
(1号委員:学識経験者、50音順、敬称略)
井口利枝子委員、池田早苗委員、池田隆行委員、石田方子委員、岩崎正夫委員、植田和俊委員、樫本幸実委員、鎌田磨人委員、喜多知子委員、際田弘志委員、近藤光男委員、近藤真紀委員、桜井えつ委員、佐藤征弥委員、篠崎佐千代委員、住村裕子委員、竹内久委員、近森憲助委員、津川なち子委員、唐渡義伯委員、中央子委員、中村英雄委員、沼子千弥委員、濱口靖徳委員、平山晃千委員、藤岡幹恭委員(副会長)、藤田眞寛委員、藤村知己委員(副会長)、松橋利江委員、三好保委員(会長)、本仲純子委員、本久ミドリ委員、山城弘司委員、山根和美委員、吉田フクエ委員
(2号委員:市町村長又はその指名する委員、敬称略)
島田泰子委員、坂東忠之委員
(事務局)
飯泉知事、渡邊部長、桑村環境局長、片田環境局次長、齋藤参事、穂田環境企画課長、中村環境首都推進室長、杉本自然共生室長 ほか
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)あいさつ 飯泉知事
 - (3)議事 徳島県における地球温暖化対策のための推進計画(仮称)について
徳島県希少野生生物の保護に関する条例(仮称)のあり方について
その他
 - (4)閉会

議事

【司会】

ただいまから徳島県環境審議会の総会を開催いたします。

本日の出席委員は30名でございますので、当審議会の委員数40名の過半数を超えており、徳島県環境審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、この会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

さて、徳島県では地球温暖化防止対策の一環といたしまして、徳島夏のエコスタイルを実施しております。事務局におきましては、ノー上着、ノーネクタイの軽装で出席させていただきます。

委員の皆様方におかれましても、徳島夏のエコスタイルの趣旨をご理解いただきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、始めに飯泉知事からご挨拶を申し上げます。

【飯泉知事】

徳島県環境審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の総会は平成17年度の最初の総会になるということでもございまして、皆様方には日頃から本県の「環境首都とくしま」の実現に向けまして、大変ご尽力をいただいております。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げたいと思います。

本県では、「環境首都とくしま」の実現、これは県政7本柱の一つに据えておるわけですが、そしてあらゆる施策の中に環境の切り口、これを入れて取り組んでいこうというふうにいたしております。そして社会への負荷、これをなるべく少なくしていこうということで、特に皆様方にもご協力を頂く中、平成16年3月に「環境首都とくしま」の実現に向けての環境首都憲章、これを策定させていただいたところでございまして、その中にトライ21ということで小学生の皆さんから高齢者の皆さんまで、進んで地球温暖化対策をはじめ、この環境首都づくりに取り組むことができる、一歩出ましようということで、トライ21というものを制定をいたしているところでございます。こうした形で県民の皆さん、そして事業者の皆さん、行政、この三者が一体となってこの環境首都づくりに向け取り組んでいただく、いわばこの環境首都憲章につきましては行動指針にもなっているわけでございます。

そうした中、今、司会からも申し上げましたが、徳島夏のエコスタイルということで、県庁の中の会議室、あるいは県庁全体を28度に設定をさせていただいておりますので、大変皆様方にもご審議をするのにあまり快適でない部分があるかと思っておりますので、どう

ぞ上着、またネクタイなどもお取りいただきまして、リラックスした形で審議の方に組み込んでいただきたい。このように思っております。

また徳島の場合には、どうしても車を活用される皆さんが多いということがございます。そこで徳島エコカーライフということで、10日、20日、30日、0の付く日を「ノーカーデー」ということにもさせていただいておりますし、アイドリングストップをはじめ、また交通の関係では信号機のLED化、これを進めると。耐用年数ですとかあるいは消費電力、こうしたもので現行の豆電球の付いておる信号に比べて10倍環境に優しいLED、しかも地場の技術であります日亜化学さんの開発されましたLEDでもあるということでございまして、一石三鳥、四鳥を狙っていこうということで進めさせていただいております。

そこで今日につきましては、二点大きな議題がございます。一つはこれから諮問をさせていただくわけですが、徳島県における地球温暖化対策のための推進計画(仮称)でございますが、その策定について諮問をさせていただくというのが一点、それからもう一点は、既にお願いをいたしております徳島県希少野生生物の保護に関する条例(仮称)でございますが、そのあり方について審議をお願いしたいと考えております。

特に、前者であります地球温暖化対策のための推進計画につきましては、皆様もご存知のように、2月16日に京都議定書がいよいよ発効をしたということで、日本全体でこの温暖化ガスの6%削減、これがまさに国際公約としてスタートするわけでございます。「環境首都とくしま」というこの環境首都のイメージのもう一つの部分、つまり環境によって全国をリードする、これは一つなんです、もう一つは他の地域の場合によっては犠牲になる。首都というのは東京のイメージでもお分かりのように、東京都の中には都民が使えない施設が国会議事堂、あるいは官庁街、こうしたものが多々あるわけでございます。首都ゆえの犠牲であるわけでありますので、環境首都という以上、環境の面で日本全体の一部犠牲になる部分がある。それを背負う必要があるという点があるわけであります。

そこで本県におきましては、この地球温暖化防止、このためのガスの削減、これを6%ではなく、他の地域まで受け持つという意味で10%という大変高い目標数値を掲げているわけでございます。そこでこの度の京都議定書を受けた、閣議決定のなされました京都議定書の目標達成計画、また更には地球温暖化対策の推進法、また本県としてこ

の3月策定、4月から施行をさせていただいております徳島県生活環境保全条例、こうしたものの趣旨を踏まえていただきまして、県をあげての行動指針、また推進計画となるものでありまして、今年度中の策定を目指しておりますのでございます。

それから後者であります希少野生生物の保護に関する条例につきましては、既にご審議をいただいております、中間とりまとめに向けましてどうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

どうぞ皆様方におかれましては、大所高所より「環境首都とくしま」の実現に向けましてご審議をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひをいたします。

【司 会】

ここで本日の配布資料をご確認下さい。

お手元には次第の他、配席表、資料1から3、とくしま地球環境ビジョン、徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方について中間とりまとめ、中間とりまとめの概要及び参考資料1，2をお配りしておりますが、皆さんよろしいでしょうか。

それでは議事に入ります前に、ご確認のお願いがございます。恐れ入りますが、会議でご発言の際には、手元のスイッチを押していただいた上で、マイクをご利用いただきますようお願いいたします。

それでは以後の進行につきまして、会長さん、よろしくお願ひをいたします。

【会 長】

では、本日の審議に入りたいと思ひます。

本日はお手元にお配りしております次第のとおり、二つの議事を予定しております。

最初は徳島県における地球温暖化対策のための推進計画（仮称）についてでございます。

まず県側から諮問がございますので、諮問文を読み上げていただきたいと思ひます。

【飯泉知事】

徳島県における地球温暖化対策のための推進計画について諮問、本県における地球温暖化対策のための推進計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【会 長】

ただいま諮問書を受け取りましたので、皆さん方のお手元にその写しをお配りいたします。

ただいまお配りいたしました諮問に関連いたしまして、事務局の方で別途資料が用意されておりますので、その説明をお受けしたいと思っております。それでは事務局の方、お願いいたします。

【事務局】

よろしくお願いいたします。失礼ですが座って説明させていただきます。

それでは、諮問趣旨等についてご説明をさせていただきます。

まず今回の計画策定に関係があります、京都議定書及び京都議定書目標達成計画の概要についてご説明をさせていただきます。

そのあと続きまして、本県の温室効果ガスの排出の現状や温暖化対策の取り組み状況などについて、またこのたび策定いたします推進計画の策定趣旨等につきまして、資料に基づき順を追ってご説明をさせていただきます。

まず資料1の京都議定書を説明させていただきます。

資料1の1ページでございます。京都議定書は1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議、コップ3といいますが、ここで先進国の温室効果ガスの削減目標や、目標を達成するための国際的な仕組みなどについて協議がなされまして、採択された気候変動枠組条約の議定書であります、この京都議定書を2004年11月にロシアが批准したことによりまして、2005年2月に発効いたしました。国により、先進国では温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間におきまして、1990年に比べ、少なくとも5%削減することとされました。我が国につきましては、6%削減することが国際的に義務づけられたところでございます。

また国際的な仕組みといたしまして、排出量取引、クリーン開発メカニズム、更には共同実施など、いわゆる京都メカニズムが導入されたことが大きな特徴であります。またその他森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入することが認められまして、我が国は6%削減のうち3.9%を森林による吸収量として算入しております。

簡単でございますが、以上が京都議定書の概要についてでございます。

資料2の京都議定書目標達成計画をお願いします。1ページ目をお願いします。

この1ページ目の「はじめに」のところにもありますように、この計画は地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実にするために、必要な措置を定めるものとして、また2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、同大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化に関する基本方針を引き継ぐ

ものとして策定されました。この計画につきましては、本年4月に閣議決定されたところでございます。

次に、6ページをお開き下さい。

我が国の地球温暖化対策の目指す方向でございます。囲みの中にもございますとおり、我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成することに加えて、更なる長期的・継続的な排出削減を目指すことになっております。

次に、7ページをお願いいたします。

地球温暖化対策の基本的な考え方でございます。温室効果ガスの排出は、経済活動と国民生活に密接に関連していることから、「環境と経済の両立」という基本的な考え方に立って、地球温暖化対策を大胆に実行すること、また世界をリードする環境立国を目指し、技術革新の促進を図るとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の参加と連携を図り、その透明性の確保、情報の共有を図ることなど、基本的な考え方が示されております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標についてでございます。我が国の温室効果ガス全体の排出量は、基準年である1990年では12億3,700万トン、二酸化炭素CO₂換算であります。2002年には13億3,100万トンと、基準年に比べまして7.6%の増加となっております。削減約束との差は13.6%と広がっているという状況でございます。これは我が国の温室効果ガスの排出量の9割程度を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が大幅に増加したことによるもので、その理由といたしましては、民生部門、運輸部門からの排出量が大幅に増えたためであります。

10ページ、表でございますが、京都議定書の6%削減約束と我が国の温室効果ガス排出量を示した図でございます。これまでの様々な対策を引き続き現状どおり実施するとした場合の2010年度時点の総排出量の見通しは、13億1,100万トンとなりまして、基準年比で約6%、1990年比で約6%の増加となることがこの表の中でわかります。我が国の6%の削減約束を達成するためには、従来実施している対策、施策に加え、更に約12%分の追加的排出削減を図る必要があります。この計画に基づく対策と、それを推進するための施策を実施することが必要であると計画に記述されております。

次に、温室効果ガス別削減目標でございますが、13ページをお願いいたします。

まずエネルギー起源二酸化炭素でございますが、基準年比で+0.6%の水準にする

ことを目標としております。14ページの表3がその内訳となっております。その他の非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスにつきましては、15ページから17ページの表のとおりになっておりますが、合計で-1.1%の目標となっております。温室効果ガス全体では基準年比で-0.5%の目標となっております。

18ページをお願いします。

森林吸収源及び京都メカニズムについてでございます。森林吸収源については、基準年比総排出量の3.9%程度の吸収量の確保を目標としておりまして、また京都メカニズムについては、1.6%を現時点で見込んでおります。この計画では、以上説明いたしました温室効果ガスの排出抑制、森林吸収源及び京都メカニズムにより、6%削減を達成する目標となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

目標達成のための対策と施策として、温室効果ガスの排出削減対策について記述をされております。まずエネルギー起源二酸化炭素の対策と施策でございますが、ここにもありますように、5つの基本的考え方に基づき、各対策、施策を実施することとなっております。具体的な対策の全体像といたしましては、25ページをご覧いただきたいと思っております。

大きな柱といたしまして、都市、地域の構造や公共交通インフラを含む社会経済システムをCO₂型に変換する対策、それから事業所など、施策、主体単位の対策やエネルギー関連機器の対策などが掲げられております。その他のガスの対策につきましては、42ページ以降に記述されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、47ページをお願いしたいと思っております。

森林吸収源対策であります。健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、国民参加の森づくり等が対策の大きな柱となっております。また吸収源対策といたしましては、48ページの都市緑化等の推進がございます。これは森林吸収源の3.9%の分とは別に、吸収量を計上することが可能であるということになっております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

京都メカニズムについてでございます。ここでは海外における排出削減等の事業を推進していくことになっております。以上、説明は省略させていただきますが、54ページ以降に目標達成のための横断的施策や基盤的施策について、また66ページ以降に対

策を持続的に推進するための体制等についてそれぞれ記述されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で簡単ではございますが、京都議定書目標達成計画についてでございます。

続きまして、とくしま地球環境ビジョンでございますが、資料番号はうっておりますが、この水色のとくしま地球環境ビジョンというのをお願いいたします。

本県の温室効果ガスの排出の現状や、温暖化対策の取り組み状況についてご説明させていただきます。

まず、本県の温室効果ガス排出の現状について説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

表1にもございますように、2002年の本県の温室効果ガス排出量は、738万2千トンとなっており、全国の排出量の0.55%を占めております。全体で見ればここ数年横ばいで推移しておりますが、基準年である1990年に比べまして、10.3%の増加となっております。2002年の排出量を温室効果ガスの種類別の割合で見ますと、二酸化炭素が全体の93.9%とその大半を占めておりまして、続いてメタンと一酸化二窒素が2.5%、代替フロン類が1.2%となっております。9ページをお願いいたします。

排出の大半を占めます二酸化炭素の排出量の推移でございますが、これを部門別に見たのが表2でございます。産業部門が排出量の4割以上を占めまして、これに運輸部門と民生部門を加えると、二酸化炭素全体の94.3%とその大部分を占めております。このうち、産業部門は近年減少傾向にあります。2002年時点で1990年の排出量を下回っております。これはエネルギー多消費産業でございます化学工業の排出が大きく減少したほか、製造品出荷額の減少により、燃料の使用が減少したことが主な要因となっております。

次に、運輸部門についてでございますが、基準年と比べますと、26.6%の増加となっております。これはここ数年ほぼ横ばいで推移しております。これは船舶の排出量が減少いたしまして、他の増加を相殺しているためでございますが、自動車につきましては経年的に増加しております。また民生部門については、一般家庭からの排出に当たる家庭系、事務所等からの排出に当たる業務系とも経年的に増加し、基準年と比べまして27.7%と大幅に増加しております。

以上が本県における温室効果ガス排出の現状でございます。

次に、本県における地球温暖化対策の取り組み状況でございますが、16ページをお願いいたします。

まず本県における削減目標でございますが、一番下の囲みの中にもございますとおり、2010年に温室効果ガス排出量を1990年比で、概ね10%削減することを目標として掲げております。これは環境首都を目指す本県といたしまして、より積極的な役割を果たしていきたいという思いから、大きな目標を設定したところであります。先程知事からのご挨拶にもございました。

続いて17ページをお願いいたします。

今後の取り組みの方向性であります。本県の排出実態や部門別排出状況を踏まえ、今後短期間で最大の効果を上げていくための方向性といたしまして、4つほど設定しております。としまして、特に排出の伸びが大きい、民生部門や運輸部門に対して、重点的に取り組みの促進を図ること。といたしまして、本県における温室効果ガス排出の多くの割合を占める産業部門や民生部門に対し、二酸化炭素排出削減に向けた実効性のある取り組みを推進すること。といたしまして、社会の価値観の転換を図るための意識啓発・意識改革を促進すること。といたしまして、県土の7割以上を占めます森林について、適切な保全整備などによる吸収源対策を推進することとなっております。今後この方向性に沿いまして、新たな施策などを検討することにしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

今後の重点施策についてでございます。先程ご説明いたしました、方向性に沿って温暖化対策の総合的な推進をはじめ、6つの柱の下、既に取り組みを実施しているものもございまして、今後の重点施策を示しております。

以上が本県における温室効果ガスの排出の現状及び温暖化対策の取り組み状況の概要についてでございます。

最後に、このたびの推進計画の策定についてご説明をさせていただきます。

1枚物でございますが、資料3をお願いいたします。

まず計画策定の背景といたしまして、先程もご説明いたしましたように、本年2月に京都議定書が発効いたしまして、また4月には京都議定書目標達成計画が閣議決定されました。こうした状況を受けまして、本県において「温室効果ガス10%削減」に向けた新たな行動計画を策定することといたしました。

計画の趣旨として、先程説明いたしました「とくしま地球環境ビジョン」の考え方や

方向性に沿って、具体的な行動指針となる計画を策定することにしております。

主な考えられる項目といたしましては、温室効果ガスの排出の現状、部門別の排出削減目標、目標達成のための「県民、事業者、行政」など各主体別の具体的な取組、すべての主体の参加と連携の方策などが計画の項目としてあるのではないかと考えております。

策定方法といたしましては、先程諮問させていただきましたが、当審議会において幅広く意見や助言などをいただくとともに、パブリックコメントを実施いたしまして、県民の方々からも広く意見を募集してまいりたいと考えております。また当計画を策定するためには、温室効果ガスの排出量の実態調査や、またその増減要因分析、更には将来の排出量予測といったかなり専門的な知識やノウハウが必要であることから、業務の一部を専門の業者に委託することとしております。以上でございます。説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

【会 長】

ただいま事務局からご説明いただきましたが、今回の諮問案件につきましては、本県におけるこの地球温暖化対策をどのように推進していくかということで、説明の中にもありましたように、温室効果ガスの排出量の算定の方法とか、統計資料の選択とか、数値予測など、かなりデータの積み上げといえますが、専門的な事項に深く関わった内容になっております。そういうふうなところから、審議会の審議のやり方としては少し変則的になるかもわかりませんが、本審議会の中にワーキンググループというものを設けさせていただいて、総会の意見を煮詰めながら、ワーキンググループの中で意見を煮詰めていただいて、それからある程度煮詰まってきた段階で総会で中間的なとりまとめをお願いしながら、委員の皆さんの全体的な意見も聞いて、それでこれをまとめていくというふうなことでどうかというふうに考えておりますが、ワーキンググループをつくるということにつきまして、何かご意見などございませんでしょうか。

今までやっていなかったようなことを提案しておりますので。

【副会長】

今までのしきたりだと、部会にきそうなのですが、政策部会は今ちょうど環境教育について詰めた議論をしている最中でございます。両方一緒に審議するというのはかなりしんどいなというのが一つ。それから、徳島県で言いますと、「環境首都とくしま憲章」、あそこで決められたことを県民が皆、実行すればですね、温室効果ガス削減の目標達成

はそんなに難しくない。やるべきことは何をやらなきゃならないかというのはだいたいわかっているわけですが、人間の悲しいところは、いいこととわかっておっても、つい便利さに流され、これまでの生活習慣に流されて、それを皆が実行できない。だからそれを実行してもらうためには何をしたらいいのかというのは、数量的なものも含めて詰めて議論しなきゃいけない。そのためには普通の生活者としての意見をどんどん出して行ってそれをまとめるというよりも、むしろこういう問題について造詣の深い委員さん方に少し勉強をしていただいて、数量的なものも含めて詰めるという作業をやってもらう必要があるんじゃないかなと考えます。そうしますと、会長がご提案になりました、ワーキンググループ方式がいいんじゃないかなと考えます。

【会 長】

どうもありがとうございました。

今までのやり方を踏襲するとすれば、政策部会におっかぶせることになるわけですが、この課題、いわゆる地球温暖化防止、この推進計画というのも、そのんびりとはできない喫緊の課題でございますので、早く策定して県民の協力、努力も仰がなければなりません。そういうふうな背景もございますので、それと急いでやっていく必要も高いかと思えます。そういう意味では、短期的に集中して審議をしていただくと。こういうふうなことも必要性が高いと考えております。

そこで現在考えておりますのは、当審議会の委員の先生方の中から、5名程度で構成するワーキンググループを設置いたしまして、専門的な事項などにつきまして集中的に審議をしていただくと。ある程度まとまった段階で総会においてすべての委員の先生方に意見を求めると。こういうふうなやり方が現状においては最も現実的だし、妥当ではないかと考えております。

これにつきまして、何かご意見ございましたらお伺いしたいんですが。

やはり相当データを積み上げて、いろいろ勉強していただく事柄も多いし、なかなか人数が多いとやりにくいと思いますが。

ワーキングメンバーになっていただく先生には非常にご迷惑かとも思いますけれども。まあそれも一つの社会奉仕と考えていただいて、ご協力いただきたいなと考えております。

何か他にご意見ございましょうか。

そういう形で進めさせていただいてよろしいですか。

【委員】

異議なし。

【会長】

どうもご賛同いただいたようでございますので、次はワーキンググループのメンバーでございますが、審議会の委員の先生方から5名を選びたいということで、一応腹案は何かつくっておるんでございますが、委員になってもらう先生についてどなたかご意見ございますか。

【副会長】

会長一任。

【会長】

私の方の腹案をお出しするので構いませんか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それでは、一任という形でお任せいただいたということで、私の方から5名の委員を提案させていただきます。読み上げさせていただきますが、とくしま地球環境倶楽部の池田委員、徳島大学の近藤委員、NPO法人徳島県消費者協会の中委員、徳島大学の沼子委員、木頭森林組合の藤田委員、以上を予定しております。これでどうでしょうか。

【委員】

異議なし。

【会長】

それじゃあ、非常に5名の方にはいろいろと負担をかけますけども、5名の方に決定させていただきたいと思います。委員にご指名いたしました先生方、よろしくお願いたしたいと思います。

なお、他の委員の先生方におきましても、当然総会でご報告してまいるわけでございますので、その際には遠慮なくご意見等、積極的にご発言をいただいて、よりよい推進計画というものを答申できるような方向に持っていきたいと考えております。

以上でまず第1番の今日の議事は終了させていただきます。

それでよろしいですか。

はい、どうぞ。

【委員】

今の扱い等はそれで結構なんです、ワーキンググループでお願いをするということですから、あまり我々が頭を突っ込む必要はないのかと思いますが、全くこの内容的にはこの資料の説明を受けたりですね、目を通しましても、無知でわからない点がたくさんありますので、これから総会等での議論に参加をするために、是非参考にしたいと思っておりますので、一つだけお願いをしておきたいんですが、この青い資料の10ページにありますけれども、全国の排出量と徳島県の排出量の比較というのがあります。知りたいのはですね、何となくわかっておるつもりですが、数字の根拠というのはなかなかわかりませんので、ここに表れておるような、例えばエネルギー転換部門であるとか、産業部門、各部門の、2002年でエネルギー転換部門で0.27、こういう数値があるわけでありまして、全国的には0.64、かなり徳島県と全国的な数字の差が出ておるものがあります。しかしそれはそういうものかということだけでありまして、一体何がどんなふうにあるのかというのは私どもとしてはなかなかわかりませんので、お願いをしたいのは、これらの数字の排出量、%の出てくるバックグラウンドといいますが、算出根拠、方法といいますが、そういうものを一つ是非何かメモのような形でいいんじゃないかと思いますが、是非何らかの形でお教えをいただきたいと。今日とかいうことではありません。何かメモのような形で参考書としてお教えいただきたいと。こんなふうに思うわけです。

【会長】

その他に何か要望とか疑問ございませんか。

早速事務局の方からその問題につきましては資料等を用意していただきまして、委員の先生方にお送りしたいと思いますが、その他疑問点とか、今日お渡しした資料及びそれに限らず、推進計画に関わるような事柄について疑問の点は、是非資料その他を事務局の方へ要求していただいたら、事務局の方で最大限努力していただけると思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでよろしいですか。他に何かございませんか。

それじゃあ、まず議題の1を終わらせていただきます。

その次は、議題2の徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方についてのご審議をお願いしたいと思います。

この条例につきましては、知事から諮問がなされ、自然環境部会において審議がなされているところであります。本日はその中間とりまとめということで、自然環境部会の

部会長さんから、本日までの審議の経過等についてご報告をいただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

【部会長】

それでは、自然環境部会を代表いたしまして、徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）でありますけども、そのあり方についての審議経過等につきましてご報告をいたしたいと思います。

平成17年、今年の2月10日に知事から、本県の豊かな自然環境に立脚した人と自然とが共生する住みやすい徳島を目指し、現在及び将来におけるすべての県民が、生態系からのサービスを楽しみ続けられるよう、絶滅のおそれのある野生生物を守り、多様な自然環境を次世代に継承する新たな条例が必要であるということから、条例のあり方についての諮問が当環境審議会になされました。これを受けまして、自然環境部会を中心に議論を行うこととなったところでありますが、諮問されました事項が非常に専門的な内容であると同時に、極めて基本的かつ全般的な議論が必要であるということから、自然環境部会の中にワーキンググループを設置し、4名の委員を選出の上、検討のたたき台と申しますが、素案をつくることといたしました。ワーキンググループでは非常に専門的かつ白熱した議論がなされ、その結果中間とりまとめの素案といたしまして、先の6月7日の自然環境部会に提出をいたしました。本日提出させていただきました中間とりまとめにつきましては、そのワーキンググループでの素案を基に、自然環境部会においてより様々な観点に立ってのご意見をいただき、集約したものでございます。あくまでも中間とりまとめということでございますので、今後もよりよい条例のあり方についての議論を進めていく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」についての中間とりまとめの説明をいたしたいと思いますが、説明につきましては、ワーキンググループのメンバーであり、この中間とりまとめの骨格部分を作成いただきました委員にお願いしたいと思います。議長、よろしいでしょうか。

【会 長】

ただいまご提案がございました。それではご説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいいたします。

【委 員】

お手元の方に、「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」につい

て中間とりまとめという資料が一つと、それに伴ってですね、徳島県環境審議会参考資料1、2というのがあります。参考資料としてここに出てますのは、一つは徳島県における絶滅のおそれのある野生生物の保護のあり方、もう一つが野生生物の保護に関する新たな制度のあり方という2点です。これらは徳島県希少野生動植物保全対策検討委員会が平成15年度、16年度の2年度にわたって設けられて、そこで専門家が集まってその保護あるいはここでの制度のあり方についての専門的な観点からまとめたものです。今日ご説明させていただきます中間とりまとめは、この2点の資料に基づきながら作っております。これはこの委員会は私が委員長を務めてまいったもので、皆さん専門家の意見をかなり十分に反映しているものとなっていると思いますので、その点もお含みおき願いながら、今日の説明を聞いていただければと思います。

参考資料の方については説明いたしませんけれども、是非審議会の委員の皆さんには一度お目通しいただきながら、ここで条例の中に盛り込むべきと考えているものの背景、バックグラウンド等についても十分ご理解をいただければと思います。

それでは、「徳島県希少野生生物の保護に関する条例（仮称）のあり方」についての説明の方に移らせていただきます。

まず、第1章では、条例制定に当たったの基本認識でございます。少し読み上げさせていただきますながら、文章を皆さんと一緒に追っていただいて、その後にご議論、ご質問等いただければと思います。

第1章 条例制定に当たったの基本認識

野生生物は、私達人間の生存基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土等とあいまって、その多様性によって物質循環やエネルギーの流れを担い、生態系のバランスを維持している。

私たちは、野生生物及び生態系から、食料、衣料、抗生物質等の医薬品の原料のほか、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵を受けている。野生生物及び生態系は、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象としても、私たちが豊かな生活をおくっていく上で欠くことができない。

私たちや私たちの子孫が、物質的にも、精神的にも、健全に暮らしていくためには、これら野生生物及び生態系からの恩恵を享受し続けられるようにすることが極めて重要である。

しかし、美しい山や海、川に恵まれ、自然が豊かといわれる本県においても、環境

の変化等による野生生物の「生息・生育地の消失・分断」、
「生育・生息地の質的劣化」、
「特定の種の過剰な捕獲・採取」等により、いくつかの種は既に絶滅し、また多くの野生生物について絶滅が懸念されている。平成13年に発刊された「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」(徳島県版RDB)によれば、県内に生息・生育する野生生物のうち、動物・植物計32種がすでに「絶滅」し、計857種もが「絶滅のおそれのある種」(絶滅危惧類・類)にあげられている。

種の絶滅による生物多様性の低下は、生態系のバランスを崩壊させるおそれがある。それは、私たちが生態系から享受している様々な恩恵を永遠に消失させ、私たちや私たちの子孫の生存基盤そのものを危うくしかねないことを意味する。野生生物の保護は、本来、希少野生生物であるか否かにかかわらず取り組むべきものであるが、希少野生生物を保護することとおして生態系の豊かさを守り、私たちの子孫が野生生物及び生態系からの恩恵を享受し続けられるようにすることは、今の時代に生きるすべての県民が負っている責務である。

このような中、徳島県は、劣化した生態系の修復や、分断された生息・生育地の再ネットワーク化の方針を示す「とくしまビオトープ・プラン」を、他県に先駆けて策定した。そして、その方針のもと、県土整備部においては「徳島県公共事業環境配慮指針」が、農林水産部においては、「徳島県田園環境配慮マニュアル」が策定され、野生生物の保護、生態系の保全を図りながら、それぞれの事業を進めていくという強い姿勢が示されている。しかし、希少野生生物を保護し、生物の多様性を確保するという観点から見て、さらなる対応が求められている。

野生生物及び生態系が、県民共有の貴重な財産であること、そして、それらを守り、私たちの子孫が生態系からの恩恵を享受し続けられるようにすることが、今の時代に生きる県民すべての責務であることを宣言し、「環境首都とくしま」を実現していくための各種施策を補完、体系化した上で、希少野生生物の保護をすべての県民とともに進めていく必要がある。

これはこの条例の前文にあたるようなところかと思いますが、まずここについてご意見をいただければと思います。

【会 長】

何かご質問等ございますか。

特にございませんか。

また後からでもご質問していただいたら、その時でもいいと思います。

それじゃあまたその次に一区切りのところまでお願いいたします。

【委員】

それでは、第2章です。条例制定に当たって検討すべき項目。具体的にどういうものを盛り込んでいくかという提案でございます。

今回制定する条例には、次の事項について規定することを検討する必要がある。

1 条例の目的

第1章の基本認識のもと、条例の目的には、次の理念に基づく内容を規定する必要がある。

健康で文化的な県民生活を維持していくためには、生態系サービスが欠かせない。

生態系の機能は、多様な生物が織り成す生態過程によって維持されている。

野生生物は、県民共有の貴重な財産である。

生態系サービスを将来にわたって享受し続けられるようにするためには、希少野生生物を保護することが不可欠であり、このことは、今の時代に生きるすべての県民の責務である。

希少野生生物の保護施策を総合的に推進し、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現し、これを将来の世代に継承していく。

なお、この で使われております生態系サービス、あるいは で使われております生態過程というのは、生態学で使われている用語あるいは保全生態学で使われている用語でございます。この説明については下の方に注意書きで書いてありますのでご参照いただければと思います。

【会長】

何かご質問ございますか。

特にないようでございます。

引き続きお願いいたします。

【委員】

はい。それじゃあ2 定義です。

新たな条例で使用する用語については、解釈上の疑義が生じないように、定義規定を設ける必要がある。

「希少野生生物」、「指定希少野生生物」、「県民等」などに関する定義

【会 長】

特にございませんか。

それじゃあ続けてお願いします。

【委 員】

3 県、事業者、県民等の責務

野生生物及び生態系を守り、私たちの子孫が野生生物及び生態系からのサービスを楽しみ続けられるようにすることは、今の時代に生きる者すべてが負っている責務である。人間の様々な活動が野生生物に対し脅威になっていることを踏まえると、希少野生生物の保護は、行政と民間が協働して取り組まなければならない課題といえる。県、事業者、県民等が、それぞれの立場で、希少野生生物の保護に十分配慮するとともに、お互いに連携した保護対策を進めることが重要である。

(1) 県の責務

野生生物の保護を進めるに当たって、県は野生生物全般の状況を把握しながら、各種施策を効果的・効率的に実施していかなければならない。そのためには、「とくしまビオトープ・プラン」を活かしながら、希少野生生物の保護に関する中長期的なビジョンを明確にし、総合的・計画的に各種施策が進められるようにする必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

徳島県版レッドリスト及びRDBの定期的な見直し等に向けた野生生物の生息・生育状況の継続的把握

「とくしまビオトープ・プラン」の方針に基づく希少野生生物の保護に関する総合的・計画的な施策の策定・実施

施策の策定・実施に当たっての県民・民間団体等の協働

希少野生生物の保護及びその生息・生育地の保護回復の重要性・必要性に関する県民、事業者等への教育活動、広報活動

施策推進に当たっての国、市町村等の関係機関・団体等との連携・調整

地域の開発及び整備等に当たっての希少野生生物の生息・生育環境への影響の回避・低減

(2) 事業者の責務

事業活動を行う者は、事業により希少野生生物にどのような影響が出るかを十

分に理解し、配慮することが必要である。

このため、次の項目について検討する必要がある。

事業活動に当たっての希少野生生物の生息・生育環境への影響の回避・低減
県が推進する施策への参加・協力

(3) 県民等の責務

県民等は希少野生生物の重要性の理解を深め、すべての者が協力して保護をする必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

希少野生生物の保護等の実施と重要性の理解
県が推進する施策への参加・協力

【会 長】

ここまでで何かご質問ございますか。

【委 員】

多少付け加えさせていただきますと、さきの総会の時にビオトープ自体がすでに先進的な取組であるということを受けて、そういう発言を委員の方からいただきましたので、それを施策の中にしっかり位置づけるようにしたいというのが政策や自然環境部会での話として出てまいったものです。

【会 長】

それじゃあ、次をお願いいたします。

【委 員】

4 希少野生生物保護基本方針

条例の目指す方向をより確実に実現するため、条例で定める施策の基本的な枠組みに沿って、各施策の方向性を明らかにし、希少野生生物の保護施策を盛り込んだ希少野生生物保護基本方針を策定する必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

希少野生生物保護基本方針の策定

ア 希少野生生物の保護に関する基本構想

イ 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項

ウ 指定希少野生生物の個体等の取扱いに関する基本的な事項

エ 指定希少野生生物の個体の生息・生育地等の保護に関する基本的な事項

オ 回復事業に関する基本的な事項

カ その他希少野生生物の保護に関する重要事項

【会 長】

はい。

この4については、何かご質問ございますか。

【委 員】

具体的にどういう種を選定するか。ここでは指定希少野生生物という用語を使っておりますけれども、特に指定する種というものの選定手法について、おそらくここで話し合う必要がある。基準等も基本方針の中で設ける必要があるということでございます。

【会 長】

はい、それじゃあ次お願いします。

【委 員】

5 指定希少野生生物

すべての希少野生生物に対して、絶滅リスクを高める行為を罰則付きで規制する制度を設けることは、現時点では困難と言わざるを得ない。適切な選定基準を設けた上で、指定希少野生生物を選定し、まずそれらの種について重点的に保護施策を講じていくことが適切と考えられる。

このため、次の項目について検討する必要がある。

特に緊急に保護すべき希少野生生物の指定希少野生生物への指定

指定希少野生生物の生息・生育状況の把握

指定希少野生生物の指定及びそれにかかる施策・事業の実施効果の検証及び見直し

県民・民間団体等が、一連の手続きを経た上で、指定希少野生生物の指定又は指定の解除を提案することができる制度

【会 長】

5につきまして、何かご質問等ございますか。

どうぞ。

【委 員】

罰則付きで規制、現時点では困難と言わざると得ないとありますが、どういった点でそういうご判断か、あるいは今後そういう方向に向けて改善の必要性とございますかね、

そういう方向性も議論されているかどうか、その辺をお願いします。

【委員】

ここで申しておりますのは、すべての希少野生生物に対して罰則付きで規制する制度を設けることは困難ということをお願いしまして、希少野生生物の定義にもよりますが、いわゆるRDB（レッドデータブック）に掲載されている種を考えると、1,167種に及びます。それについてすべて捕獲禁止等の措置、あるいは罰則付きの規制をするということは、現実的には不可能であろうということが私達の判断です。

【委員】

一部には？

【委員】

その中で、指定希少野生生物というものをRDB種、あるいはその他の選考基準の中で設けて、それを指定した上で、それに対しては罰則付きで規制するということの提案です。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

ここで少し新しい要件としてはですね、 に施策の事業の実施効果の検証及び見直しということが明確に位置づけられていることは新しい枠組みではないかというふうに考えてます。

【会長】

他にご質問等ございませんか。

それじゃあ、次に6をお願いします。

【委員】

6 生息・生育地の保護、捕獲等の規制及び外来種対策

希少野生生物の保護対策を的確に講ずるためには、まず、希少野生生物に対する脅威・圧迫要因を整理する必要がある。徳島県版RDB等によれば、脅威・圧迫要因は、大きくは、「生息・生育地の消失・分断」、「生息・生育地の質的劣化」、「里山等の管理放棄」、「シカ等による食害」、「特定の種の過剰な捕獲・採取」、「外来種の導入」の6つに分けることができる。これら希少野生生物に対する脅威・圧迫要因に対して、既存の法令等とあわせて、総合的観点からの的確な対策を講じる必要がある。

(1) 生息・生育地の保護対策

希少野生生物に対する最も大きな脅威・圧迫要因としては、「生息・生育地の消失・分断」、「生息・生育地の質的劣化」がある。その他、近年、「里山等の管理放棄」、すなわち、生活・生産様式等の変化による二次林、二次草原等の二次的な自然環境の質的变化により、絶滅の危機に瀕している種も出てきている。シカ等による食害も種を脅かす要因として注意が必要とされている。

このことから、指定希少野生生物の重要な生息・生育地、希少野生生物が集中する地区等を対象に、希少野生生物保護区を設けること等の対策を講じる必要がある。

また、保護施策が効果的に実施されるためには、県民・民間団体、事業者等の理解、協力が欠かせない。

このため、次の項目について検討する必要がある。

土地の所有者・管理者等が土地を利用・管理等するに当たっての希少野生生物の保護に対する配慮

土地の所有者・管理者等が行う保護活動に対する助言・指導等

重要な生息・生育地に対する保護区の設定

ア 特別地区：希少野生生物の生息・生育地の核心部をなし重点的に管理すべき地区（コアエリア）

イ 立入制限地区：特別地区のうち、希少野生生物の個体の生息・生育のため、人の立入を制限することが不可欠な地区

ウ 緩衝地区：特別地区の周囲に設定され、特別地区への人為の影響を和らげるための緩衝地帯として重要な地区（バッファゾーン）

県民・民間団体等が、一連の手続きを経た上で、保護区を提案することができる制度

保護区内での行為制限

行為制限に対する補償

「とくしまビオトープ・プラン」を活かした施策の推進・普及啓発

(2) 過剰な捕獲・採取への対策

徳島県版 R D B 掲載種であっても、既存の法令に基づき、捕獲・採取等の規制がかけられているのは、哺乳類、鳥類その他一部の野生生物である。

このことから、過剰な捕獲・採取等が脅威・圧迫要因となっている指定希少野生生物について対策を講じる必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

過剰な捕獲・採取が絶滅リスクを高める主な要因となっている指定希少野生生物に対する捕獲・採取等に関する規制

違法に捕獲・採取した指定希少野生生物の所持、譲り渡し及び譲り受けに関する規制

(3) 外来種の導入への対策

人間によって意図的・非意図的に導入された外来種が、在来の野生生物を絶滅に追いやる要因となることが、本県においても憂慮されつつある。

国においては、平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定され、今後、その動向を注視していく必要がある。

本県においても、指定希少野生生物及び県内の生態系に著しい影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある外来種の状況把握に努めるとともに、必要に応じて各種施策を実施していく必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

外来種の状況把握

外来種問題に関する県民、事業者等の理解の増進

侵略的外来種の放逐等の規制

侵略的外来種の防除

ここではですね、絶滅のおそれを生じさせている要因を6つに大まかに区分して、その要因を除去する具体的な方法を考えるということが、おそらくこれは他県にはない取組の一つかと思います。

もう一つは、(1)の中の で表れている保護区の設定自体は、これに対しては、MABという国際連合の中で進められている保護区の設定の考え方に準じるもので、世界的な基準を採用しながら、本県でもこれを進めていきたいということの提案でございます。

それからもう一つの新しい枠組みとしては、県民・民間の団体等が、一連の手続きを経た上で、保護区を提案することができるというその制度、枠組みを設けるべきである

ということが入っているということが新しいところであるかと私たちは思っております。

【会 長】

ただ今の6のご説明につきまして、何かご質問等ございますか。

特にございませんか。

それじゃあ、次お願いいたします。

【委 員】

7 回復事業の実施

指定希少野生生物の存続を助けるため、脅威・圧迫要因を除去・軽減するだけでなく、生態学的知見に基づき、必要に応じて、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、減少した個体数や生息・生育環境を回復していく取り組みを推進していくことが必要である。

その際、個々の回復事業が、単発的・非効果的なものに終わらないよう、指定希少野生生物や保護区ごとに、具体的な計画を立てる必要がある。

このため、次の項目を検討する必要がある。

希少野生生物回復のための事業計画の策定

希少野生生物回復のための事業の実施

県民・民間団体等が、一連の手続きを経た上で、回復事業計画を提案することができる制度

回復事業計画に沿った、県民・民間団体等が実施する回復事業を認定する制度

認定された回復事業を行う県民・民間団体等への支援

希少野生生物回復のための事業に関する監視・順応的管理体制

順応的管理と申しますのは、最近の保全生態学、あるいは生態系管理を行っていく上での必要不可欠な手法として使われているもので、常に事業の効果を監視しながら、生態系そのものは予測不可能で、どういうふうに管理するとどんなふうになるかよくわかってないということを前提にして、常に実施しながら実施した事業の効果を図りながら、それを変更可能な、あるいはよりよいものに常に変えていくということを実施していくということです。順応的管理をしっかりと行っていくということがこの文言の中に入るといってもおそらくは新しい枠組みではないかと思えます。

もう一つは、先程も種の指定に関する県民・民間団体等からの申し入れ、あるいは

提案することができる制度と同じように、回復事業そのものについても県民・民間団体等から提案することができる枠組みを設けるべきであるということ。

それから常に民間あるいは県民等がすでに実施している事業に対して、それを県の方針に従っているかどうかということを考える。あるいは検討した上で、その事業に県民・民間団体等がすでに実施しているものに対して県の回復事業にマッチしているということを確認するような制度、そしてそれを支援するという制度をこの中に入れていきたいというのが私たちの提案でございます。

【会 長】

どなたかご質問ございますか。

ないようでございますので、次をお願いします。

【委 員】

8 公共事業等における希少野生生物への配慮

各種事業の実施に際し、希少野生生物の生息・生育に配慮することは、事業を行う者の責務である。特に県の公共事業については、県自らが率先し取り組むことが必要である。

本県においては、「とくしまビオトープ・プラン」を上位指針として、「徳島県公共事業環境配慮指針」や「徳島県田園環境配慮マニュアル」が策定されるなど、全国の実先駆けとなる取り組みが実施されている。これらの指針等に基づく希少野生生物への配慮を条例中に位置づけることをはじめ、次の項目を検討する必要がある。

公共事業等における希少野生生物への配慮

【会 長】

何かご質問ございますか。

それじゃあまた引き続きお願いいたします。

【委 員】

9 普及啓発の推進

野生生物の保護や生態系の保全を進めるためには、より多くの人々の理解が必要不可欠であることから、自然環境教育に取り組んでいる教育関係をはじめとした諸機関等と連携し、徳島県版RDB及び「とくしまビオトープ・プラン」に関する普及啓発をはじめ野生生物の保護に関する教育を推進する必要がある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

野生生物に関する教育、学習機会の充実、広報活動の推進

自然とのふれあいに関わる県内の自然環境関係の各施設の普及啓発・学習拠点としての機能の充実

この9については、今、環境政策部会の方で進められている環境学習推進方針、それとの連携がうまく図られていることを、これは私の個人的な見解としては期待しているところでございます。

【会 長】

この9につきまして、何かご質問ございますか。

特にございませんか。

それじゃあ、次をお願いします。

【委 員】

10 調査研究の推進

希少野生生物に関する各種施策を進めるためには、徳島県版レッドリスト及びRDBの定期的な見直し、また野生生物の分布や保護回復手法等に関する調査研究が欠かせない。

しかし、分類群や地域によっては、基礎となる野生生物の分布調査が、まだ十分に進められていない。

県、市町村、個人、民間団体、大学、博物館等には、調査研究等により得られた分布情報など野生生物に関する知見が蓄積している。こうした貴重な情報が後世にわたって効率よく利用できるよう、調査報告書、文献及び標本等の整理・収蔵に必要な環境を整備・充実させていくことも重要である。

また、希少野生生物に関する各種施策を実施していく上で必要な人材、具体的には、徳島県の自然に精通し、野生生物に関する専門的な知識を有し、情報の収集・分析・指導について高度な能力を持つ人材を育成・確保していくことも重要である。

違法に捕獲・採取されがちな希少野生生物に対し、その譲り渡し等の実態の把握にも努め、状況によって必要な措置を講ずる必要もある。

このため、次の項目について検討する必要がある。

野生生物の生息・生育の状況、希少野生生物の保護回復手法等に関する調査研究の推進

野生生物に関する調査研究情報の共有化促進、研究体制等の整備・充実
野生生物に関する知識を持ち、適切な指導を行うことができる人材の育成
野生生物に関心を持つ県民・民間団体等の育成・支援
希少野生生物の譲り渡し等の実態の把握、必要な措置の検討

ここの真ん中の方に書いてあります、調査・研究などによって得られた分布情報など、野生生物に関する知見をうまく効率よく共有するための手法が必要であるというのは、いろんな部局で行われている環境アセスメントの調査結果報告書などが簡単にその中で含まれている植物層とか、あるいは動物に関する分布状況のデータがしっかりと共有されるシステムをつくっていただきたいという私たちの強い願いです。

もう一つは、捕獲・採取される希少野生生物というのは、いわゆる盗掘ですね。採ることはできるのですが、販売窓口でそれがどこで採られたものなのかわからなければ、結局ざるになってしまうことですね。今の状況ではそれは認めながら、条例をつくっていくしかないと思っているんですけども、その中でも将来野生動植物の譲り渡し、どういうふうな経路でどういうふうに流通に乗っていつているのかということも検討するような機会を設けるべきであると。その上で対策も講じていくべきであるということの提案でございます。

【会 長】

この10につきまして、ご質問等ございますか。

はい、それじゃあ次をお願いいたします。

【委 員】

1 1 施策の推進体制

希少野生生物の保護施策を実施するためには、野生生物に関する助言・指導を得るための専門員が必要不可欠である。また、県民・民間団体等による生息・生育状況に関する地道な監視活動等、県民、事業者、民間団体等との協働が欠かせない。

関係各機関・団体等の間を結ぶネットワークシステムを整備し、県の各部局、市町村、保護活動に取り組む民間団体等との間で、希少野生生物の分布や保護手法に関する情報の交換、野生生物の調査方法・希少野生生物に配慮した工事方法等の相談を円滑に行える体制を整備しておくことも重要である。

県境を挟んで広範囲に生息又は生育している野生生物の保護に当たっては、隣接県や国との連携も重要な課題である。

また、シギ・チドリ類などの国境を越えて渡りをする希少野生生物の保護については、繁殖地だけでなく、越冬地や中継地のそれぞれの関係国において、生息環境の保全や種の保護が実施されなければならないことから、「環境首都とくしま」を掲げる本県が、率先して国際的な連携を深め、保全の輪を広げていくことも重要である。

このため、次の項目について検討する必要がある。

専門員・監視員の設置

県と県民、事業者、民間団体等との協働体制

県民、事業者、民間団体等が行う希少野生生物保護活動の促進

希少野生生物の情報等の共有化促進

国際協力及び市町村や隣接県、国との連携

この中では、最後のところのシギ・チドリ類の国境を越えて渡りをするというのは、徳島県は大きな干潟を抱えていたり、あるいはシギ・チドリの渡りに関するネットワークづくりの中に位置づけられたりする湿地を持つてゐる。具体的に吉野川湿地であったり、勝浦川の湿地であったりするわけですがけれども、国際的にも重要な湿地を持っている本県としては、その重要性とか、あるいは大事さを県民とともに分かち合いながら、渡ってくる場所ですね、オーストラリアとかそういったところとの連携も深めるような何かアクションがあればいいだろうなということが私達の提案です。

【会 長】

この11につきまして、ご質問等ございますか。

はい。特にないようでございます。

次、お願いいたします。

【委 員】

1 2 実効性の確保

野生生物の保護を進めるためには、県、県民、事業者等すべての主体が、それぞれの責務を果たしていくことが基本となり、これを実効性のあるものとするため、総合的かつ体系的な保護施策を確実に実践していく必要がある。

このため、希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息・生育地における開発行為等の制限等の規制措置を設け、規制措置の違反行為に対しては罰則規定を設けることにより、これらによる抑止効果を期待するという考えが必要である。

また、効果的に保護を進めるにあたっては、県民・民間団体等による生息・生育状況に関する地道な監視活動や野生生物の専門的地検を有する有識者の協力を得ること、さらには、県民等への指導等、地元を基盤として活動している県民・民間団体との協働の体制を整備していくことも必要である。

希少野生生物の生息・生育に影響を与えている脅威・圧迫要因としては、開発行為による生息・生育地の消失・分断等の環境の変化が最も大きいと考えられることから、公共工事の実施に当たっては、希少野生生物の重要性を理解し、県が率先して環境保全措置（ミティゲーション）の考え方に基づいた配慮を行う必要がある。

なお、この条例における重要案件については、本審議会の意見を聴取することが必要である。

なお、環境保全措置（ミティゲーション）というのは、これも最近の保全生態学、あるいは保全施策の中で普通に使われている用語になってきておりますけれども、環境負荷に関する、開発に伴う環境への負荷を緩和することを目的として実施する環境対策をいいます。この用語はしばしば歪曲してというか、歪んだ形で捉えることが多いのですが、ビオトーププランに書かれていることをよく読んでいただいて、公共事業の中ではそれを厳守して頂きたいというのがここに書いている意図でございます。

以上です。

【会 長】

どうもありがとうございました。

この最後の12を含め、全体的に何かご質問・ご意見ございましょうか。

【副会長】

指定希少野生生物に関して、保護区だとか、あるいは回復措置について提案権を認めるというのは非常に有意義なことだと思っておりますけども、提案しっぱなしというんじゃちょっとおかしいですね。提案された後、どういうふうに対処するのかということもきちんとまとめていった方がいいんじゃないですかね。

【委 員】

提案されっぱなしじゃなくて、それを審議するシステムとか、その手法を検討する、あるいはその可否を検討するしっかりした組織なり、外部評価委員なり、専門委員会なりが必要であると私は思っております。それを書き加えた方がいいということですね。

【副会長】

下手をすると全部環境審議会にかかって、環境審議会の自然環境部会が議論しろと。今のシステムでいったらそういうことになりますね。しかしこの問題はかなり希少野生生物を何に指定するとか、保護区をつくるとかになったら、行政の専門家であり、なおかつ生物の専門家でありと、あるいは環境の専門家であるという人がやらないと、判断つかないですよ。何かそこらへん工夫がいるんじゃないでしょうか。

【委員】

11の施策の推進体制のところ、希少野生生物の保護施策を実施するためには、野生生物に関する助言、指導を得るための専門員が必要不可欠と書いてあるんですが、この専門員の中には具体的に申し入れられたことに関しての検討なり、評価なりをするような、常設的、恒常的な委員会的なものを想定して書いたつもりです。

【副会長】

生物の専門家だけじゃいかんのですよね。保護区を設けるということになると、やっぱり所有権とか、いろんな諸権利との調整なんてのも当然出てきますよね。だからその都度メンバーを組み替えていく必要がある。指定だけならともかくとして、保護区を設けるというようなこと、あるいは回復措置ということになると、土木だとか水だとかの専門家もいるでしょうね。かなり流動的に対応できるような仕組みをこしらえておかないと、いたずらに争いごとばかりを増やすということになりかねないですよ。

【委員】

議論していいのかわかりませんが、おっしゃるとおりだと思います。

どっかにそういう文言を書き込めればいいと思いますけれども、たちまちどこに書かばっと思いつかないんですけども、要はちゃんとしたネットワークをつくっておいて、それが専門家ネットワークということだと思いますし、その専門家におそらく土木あるいは農業、法律、あるいは行政、それに生物の専門家がその要件に応じて集まれるような、それこそ恒常的なネットワークというものがあって、そこでかなり緩やかなワーキングとかあるいは専門委員会的なものが開催されるようなそういう評価システムが必要であるというふうには感じます。自然環境部会だけに限らずですね、多くの生物の専門家というのはあらゆるところに借り出されてまして、この審議会だけでなく、結構いろんなところで大変な思いをしておりますので、それがうまくもっと効率的にまわるシステムというのはどうしても必要だというふうにも感じます。

【会長】

はい。

それじゃあ、はい、どうぞ。

【委員】

今のことと関連すると思うんですけど、6ページの真ん中あたりですかね、土地の所有者・管理者等土地を利用・管理するに当たっての希少野生生物の保護に対する配慮、それからですね、土地の所有者・管理者等が行う保護活動に対する助言・指導等、このへんのところでうまく摺り合わせをしていこうというのがここの趣旨であって、言葉が足りないのはあるのかもしれませんが、今の議論のポイントというのは、ここに一応盛り込まれているのではないかなとは思ってるんですが。

【副会長】

今指摘されたところは、実際に行政としてどういうふうに指導をしていくか、助言をしていくかという話ですから、助言すべきかどうかというところから始まるわけですよ。誰かが提案すると。それを本当に行政ベースに乗せるべきかどうかという判断をすることが必要ですよ。

それを全部行政に任せっ放しというわけにいかんでしょう。

【委員】

おっしゃるとおりだと思ってまして、実際に行政の中ではどう判断していいかわからない事項ということで困っている問題はたくさんあって、それに対して恒常的に手助けなり、協働するような制度なり、システムなり組織なりが必要であるという考えでおっしゃってるんだと思いますし、そのことについては私もそのように思ってます。書き切れてないような感じもするという感じです。

今、部会長の方から提言を話されましたように、部会の方でもう一度議論させていただきながら盛り込むような方向で考えたいと思いますが。

【会長】

それじゃあまあその辺のところは部会、あるいは部会のワーキングの委員の方などで少し摺り合わせと、何か適当な考え方が出てくるかどうか議論をしていただきたいと思いますが。

他にどなたかご質問・ご意見ございますか。

この中間とりまとめの内容自身も、割にボリュームがございしますが、それをさらに概要として一枚の紙にまとめてくれております。この方につきましても何かご意見ござい

ますか。

【委員】

概要のところなのですが、二つちょっと気になることがありまして、概要の1ページの5のところですね。図が書いてありますが、保護施策のところと、指定希少野生生物、ここに結ぶようにねじれた矢印が上下にふられてます。上の方が効果検証、下の方の矢印のところに見直しとあるんですが、この図でいうと、この見直しというのが指定希少野生生物を見直すように矢印をふってあるんですが、本当のところは見直すのは保護施策の方だと思うんですよ。本文にはそういうふうに書かれてるんですが、非常に混乱しやすいように書かれてるんですね。ですから下の方の矢印は本来要らなくて、上の方の矢印に効果検証と見直し、これが一つセットになってるんだと思うんですが、どうなんでしょうか。

【会長】

どうですか。

【委員】

多少見にくい図になってるかと思いますが、事務局の方で一生懸命頑張って作った図ではあると思うんですけど。

おっしゃることもそうなんですが、実際には効果検証で指定希少野生生物が十分に回復した場合には、指定の解除もあり得るということも含んでたりします。十分に効果が上がった場合のうれしい解除というのを私は望んでいるわけですが、不幸にも絶滅してしまった場合にはそれも解除の対象になるかもしれませんし、常に指定された希少野生生物が指定され続けるべきかということ自体も検証される一つの目標になるということは十分考えられることでもありますし、当然それがうまく有効に機能しているかどうかということが考えられるわけで、それは2ページの回復事業の実施の方の効果検証と、実施と効果検証見直しというところに含まれてずっと反映してるのかと思います。だから常にこの条例に関しての私たちからの提言としての大きな要素としては、常に見直しあるいは効果を検証するという作業と見直しをしていく。常に前に進んでいくような枠組みを設けているということがこの条例の中での一番の大きな特徴であるかと私は思っています。もう少しわかりやすい図にする努力は必要かと思います。

【会長】

他に何かご意見ございますか。

【委員】

2ページの8のところなんです、8 公共事業等における希少野生生物への配慮、その下に公共工事における県の率先しての環境配慮の実施とあるんですが、公共工事という言葉は、本文中では使われてない言葉ですね。上の方の公共事業ということですと統一されているので、ここも公共工事じゃなく公共事業等でよいのではないかなと思います。

それからこの図なんです、この図もちょっとわかりにくいというふうに感じてまして、ピオトープ・プランがあって、徳島県公共事業環境配慮指針、徳島県田園環境配慮マニュアル、こういうふうな一連の上位指針があって二つの指針が更にあるんですが、ここから先のところが大事なんだろうと思います。その下に矢印として、公共事業等ってのを入れないと、一体これは何なんだろうかなというふうな、何を表している図なんだろうかなという気がする、やっぱり最後の実施する公共事業等っていうところも図を作るのであれば入れてほしいというふうに思います。

【委員】

私自身が答弁していいのかわかりませんが、これについてはおそらく施策の関連性のみを書いてあって、プランと環境配慮指針とマニュアルの関係を整理したに過ぎないだろうなと思います。実際に工事という具体的なアクションではなくて、制度としてあがっているもの、枠組みを書いてあって、おそらくこの上に本条例がとくしまピオトープ・プランの更に上に書かれるような条例になるようなこととして書いてあるんだと私は理解しながら見てました。

以上です。

【会長】

他に何かご意見ございますか。

【委員】

確認のような内容になって恐縮ですが、6の関連で2ページ目の概要の図になりますけど、これの立入制限地区とか図が解説されてます。これのイメージとしては、やはり県域全体として捉えるようなイメージと考えてよろしいのでしょうか。それとも各ブロックごとにこういう考え方に基づいて今後指定していくとか。特に細かく具体的にまだ至ってないのかもしれませんが、例えば点在する自然地ですね。二次的自然とかいう言葉も出てきてましたけれど、そういった点在する希少な場所等への対応とこの絡みで

すね、その辺もいくらか方向性があるのかどうか少し確認したいです。

【委員】

細かいところまで考えきれてないんですけども、この立入制限地区を設けているのは、どちらかという自然保護区的な発想に基づいているもので、厳正に保護すべきところは保護して行って、特別地区・緩衝地区というのを設けていくということです。おっしゃった二次的自然の中には立入制限というのは元々矛盾をはらみますので、いかに入って行って管理するかということを考えるという別のシステムの中で動く必要があるんだろうというふうには思います。

これを全域にかけるのかということに関しては、まだ細かいところは詰めてませんけれども、おそらくは残されている自然度の高い地域を中心にして、いくつかのこういったゾーンを設けるようなゾーニングがなされるのだろうという感じがします。

もう一つはですね、里山とかあるいは農村とかのところで非常に生物多様性が高いところが発見された場合には、そこを保護区として設定するような、立入制限とかそういう制限以外の手法としてもホットスポットというふうに私たちはよんでますけれども、生物多様性の高い、ポテンシャルの高いところについてはそこ自体に保護区的な施策を設けていけるような枠組みが必要であるということを書いてあります。

【会長】

他にどなたかご意見ございますか。

【委員】

今更ということではないんですけど、1ページ目の、よく徳島県版RDBっていうんですけど、どこかではレッドデータブックという言葉をごここで入れておいて下さった方が、RDBというのは一般の人にはよくわかりにくいかなと思うので、どこかでレッドデータブック(RDB)というふうに入れておいて下さった方がありがたいかと思います。

【委員】

正式名称は「徳島県の絶滅の恐れのある野生生物」で、徳島県に関するレッドデータブックという言葉はどこにも出てきません。だから要約して徳島県RDBというふうに略しますということを使ってます。それを正式にすると、「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」という本の名前になります。

【委員】

環境教育とかでよく話をした時に、RDBって何ってよく言われるので、どうしたも

のですか。

【委員】

それをここに盛り込む必要はないと思いますし。

【会長】

他にどなたかご意見ございますか。

特にございませんか。

【委員】

今の話に付け加えるとですね、6の生息・生育地の保護、捕獲等の規制及び外来種対策のところの文言のですね、前文的なところの中ですね、6ページの2段落目に、このことから指定希少野生生物の重要な生息・生育地、希少野生生物が集中する地区等を対象に、希少野生生物保護区を設けること等の対策を講じる必要がある。とありますが、この一つ目の希少野生生物の重要な生息・生育地というのは、今までの厳正に保護すべき指定保護区的なことをイメージしておりますし、希少野生生物が集中する地区というのは、今まで保護対象になってないような地区であっても、非常に種の多様度が高いような場所については保護区として設定できる枠組みをつくっておくということを提言したものです。実際の特別地区、立入制限地区というふうな具体的な形には結びつかないものもある。保護区も生まれ得るはずだと私は思っています。

【会長】

他に何かご質問・ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

【委員】

この普及啓発のところなんですけども、8ページの9番ですが、これはあえてここでの野生生物に関する教育、学習機会の充実、広報活動の推進ということがあるんですけども、ここの中に、例えば第1の条例の目的のところ、健康で文化的な県民生活を維持していくためには、生態系サービスが欠かせないとか、生態系の機能は多様な生物が織りなす生態過程によって維持されているとか、こういったことが一番基本になるわけで、つまり野生生物に関する教育をどうしてやらなきゃいけないのかというその部分についての普及啓発の中に明示的に入れておく必要が私はあるように思うんですけども、これは要するに野生生物に関する教育の中で、こういったことも含めてやっていくんだということであればですね、それはあえて明示的に示す必要はないのかもしれない

んけども、一般的なイメージからいくと、何か初めから野生生物というのはすごく大事なんだというところから始まっちゃうんですけども、それをもっと自分の生活の中に引き寄せるため、あるいはもっと1章に書かれてある条例の目的そのものをですね、県民一人一人がもっと強く意識する、そういった教育もこの普及啓発の中には必要ではないのかというふうに思うと、やはりこの1番の中にもっともっとこの1番の条例の目的に示されたような、この とか の部分、あるいはもっと 、 、 も含めてですね、基本的なところの普及啓発の項目というようなところで、明示的に入れておいた方がいいんじゃないかというふうに私は思います。

【会 長】

どうですか。

【副会長】

それはもうごく簡単な話でね、長々と書いたら誰も読みませんからね。だから第1章の基本認識に関わる教育と書いておけばいいんじゃないですか。

【委 員】

むしろそういうことを強調していただきたいということ。

【会 長】

そのへんのところも加味いたしましょうか。

他に何かご意見・ご質問ございましょうか。

続きまして、今後の審議スケジュールでございますけれども、本日の審議結果を踏まえまして、県民の意見をお聞きするいわゆるパブリックコメントを実施する必要がございます。その意見を参考に、引き続き自然環境部会におきまして審議を進めていただきまして、知事への答申の素案をまとめていただくと。こういう段取りになります。

それで再度総会にご報告をいただき、委員のご意見をいただきました上で最終の答申とさせていただきます。こういう段取りをとることになります。

そういうことで、次の段階はパブリックコメントに関しますことになるんですが、事務局の方からその実施時期とか方法、基本的な考え方につきましてご説明をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、パブリックコメントにつきましてご説明させていただきます。

本日ご協議いただきました中間とりまとめを基に、県のホームページなどへの掲載、

あるいは県庁及び出先機関等でも閲覧できるようにいたしまして、広く県民の方からご意見をいただきたいと考えております。

実施時期につきましては、多少整理にお時間をいただきたいと思いますので、8月の上旬から1ヶ月間ぐらいでの実施を考えております。その後意見集約等の整理を行いまして、審議会にご報告をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【会 長】

パブリックコメントの実施方法、あるいは扱い方というのは、この審議会に責任がございまして、このパブリックコメントにつきまして、その他ご意見ございますか。

【委 員】

会長、部会長一任。

【会 長】

県民のご意見をできるだけすくい上げる手段を最大限講じるということで、ご一任いただいて結構ですか。

【委 員】

異議なし。

【会 長】

それと、先程この中間とりまとめについていろいろご意見も出てきたんですが、パブリックコメントにはこの中間とりまとめの内容を県民の皆さんに示してご意見をお伺いすることになるんですが、その内容につきまして、今日のご意見などもございましたが、パブリックコメントに出す中間とりまとめの内容、その他の問題は会長に一任していただいて結構ですか。

【委 員】

異議なし。

【会 長】

今日のご意見を踏まえた形で中間とりまとめを考えて、パブリックコメントに移りたいと思います。

本日ご協議いただきました中間とりまとめを県のホームページへ掲載しまして、県庁及び出先機関等で閲覧できるようにいたします。広く県民の方からご意見を頂きまして、その細かい実施時期、あるいはその他につきましては多少整理のために時間を要するこ

と思いますが、8月上旬から1ヶ月ぐらいでの実施になろうかと思います。

そういうふうなことで、できましたら委員の皆さんも県のホームページを一覧いただけると結構かと思います。

それでは、以上で本日の議事は終了でございます。

何か全体につきましてご意見あるいはその他ございますか。

特にないようでしたら、今日はいろいろとありがとうございました。

事務局の方、何かございますか。

それではこれもちまして、本日の環境審議会総会を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【司 会】

ありがとうございました。

最後に渡邊部長からお礼を申し上げます。

【渡邊部長】

閉会にあたりまして、最後に一言だけお礼の言葉を申し上げます。

本日は、地球温暖化対策のための推進計画及び希少野生生物の保護に関する条例のあり方につきまして、大変ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

地球温暖化の推進計画につきましては、今後ワーキンググループを設置しまして、ご審議いただくことになりました。ワーキンググループの委員に就任された5名の皆様方にはご負担をおかけすることになりますが、よろしく願いいたします。

それから希少野生生物の保護につきましては、大変熱心なご議論が生まれて、今日の条例のあり方につきましても、会長ご一任という形でなされるということでございますので、会長様におかれましてはですね、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それからその上ですね、パブリックコメントを出して、再度ご検討いただきまして、11月頃に答申という形でとりまとめていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【司 会】

以上をもちまして、徳島県環境審議会総会を閉会いたします。

次回の自然環境部会の開催を9月下旬頃に予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、引き続きまして、鳥獣部会を開催いたしますので、関係者の委員の皆様におかれましては、よろしくお願いいたします。

準備の都合がございますので、いったん休憩をとりたいと思います。

鳥獣部会の開催は15時10分からとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 了 -